

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 商工振興課

不利益処分の内容	商工会の業務停止又は設立認可の取消し
根拠法令等及び条項	商工会法第51条第1項、第2項、第3項及び第4項
根拠条項	商工会法第51条第1項、第2項、第3項及び第4項
参考事項	商工会法第60条、 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令 栃木県知事の権限移譲に属する事務の処理の特例に関する条例
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 商工会の業務の停止に対する基準（第51条第1項）</p> <p>市長は、商工会の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによってもなお改善されないと認めるときは、次のいずれかの処分をすることができる。</p> <p>(1) 業務の一部の停止</p> <p>(2) 設立の認可の取消し</p> <p>2 商工会の設立認可取消しに対する基準（第51条第2項）</p> <p>市長は、商工会が商工会法第23条第2項第2号に規定する要件（＝その地区内において、引き続き6か月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者の2分の1以上が会員であること）を欠くに至ったと認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによってもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p> <p>3 商工会の設立認可取消しに対する基準（第51条第3項、第4項）</p> <p>市長は、市の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会について、商工業の状況に照らして、それをそのまま存置することが不適當であると認めるときは、その商工会に対して、その地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすることができ、当該勧告を受けた商工会がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p>